

新型インフルエンザ等対策における 特定接種について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種(参照条文等①)

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第28条抜粋

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

2~7 (略)

政府行動計画(平成25年6月7日)における関連記載

特定接種の対象者

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 (P18)

特定接種の対象者の考え方

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定(地方)公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。(P18)

特定接種(参照条文等②)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成25年厚生労働省告示第369号) 抜粋

対象者の決定

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第28条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の表の上欄及び中欄に掲げる事業の種類及び事業の種類の詳細目に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる対象業務に従事する者であって、法第18条第1項に規定する基本的対処方針で定める法第28条第1項第1号の規定による予防接種の対象者であることとする。

(表略)

政府行動計画(平成25年6月7日)における関連記載

対象者、接種順位等の決定

危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。(P19)

【海外発生期】

② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)(P46)

特定接種(参照条文等③)

中間とりまとめ(平成25年2月7日)における関連記載

総枠調整について

当面の登録のための「総枠調整率」については、

- ・ パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、住民接種とトレードオフの関係にあり、備蓄ワクチンを使用する場合も国民より先行的に接種を開始することに国民の理解が不可欠であることは当然であり、基本的な関係は同様である。
- ・ 備蓄ワクチンを使用する場合、特定接種の対象者は0～1,000万人の範囲内(※)と想定することができる。また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、ワクチンの供給量が初期には十分でない恐れがあるという意味で事態が切迫しており、より限定的に実施することが考えられる。

(※)備蓄ワクチンが有効でない場合など、接種しない可能性もあり得る。

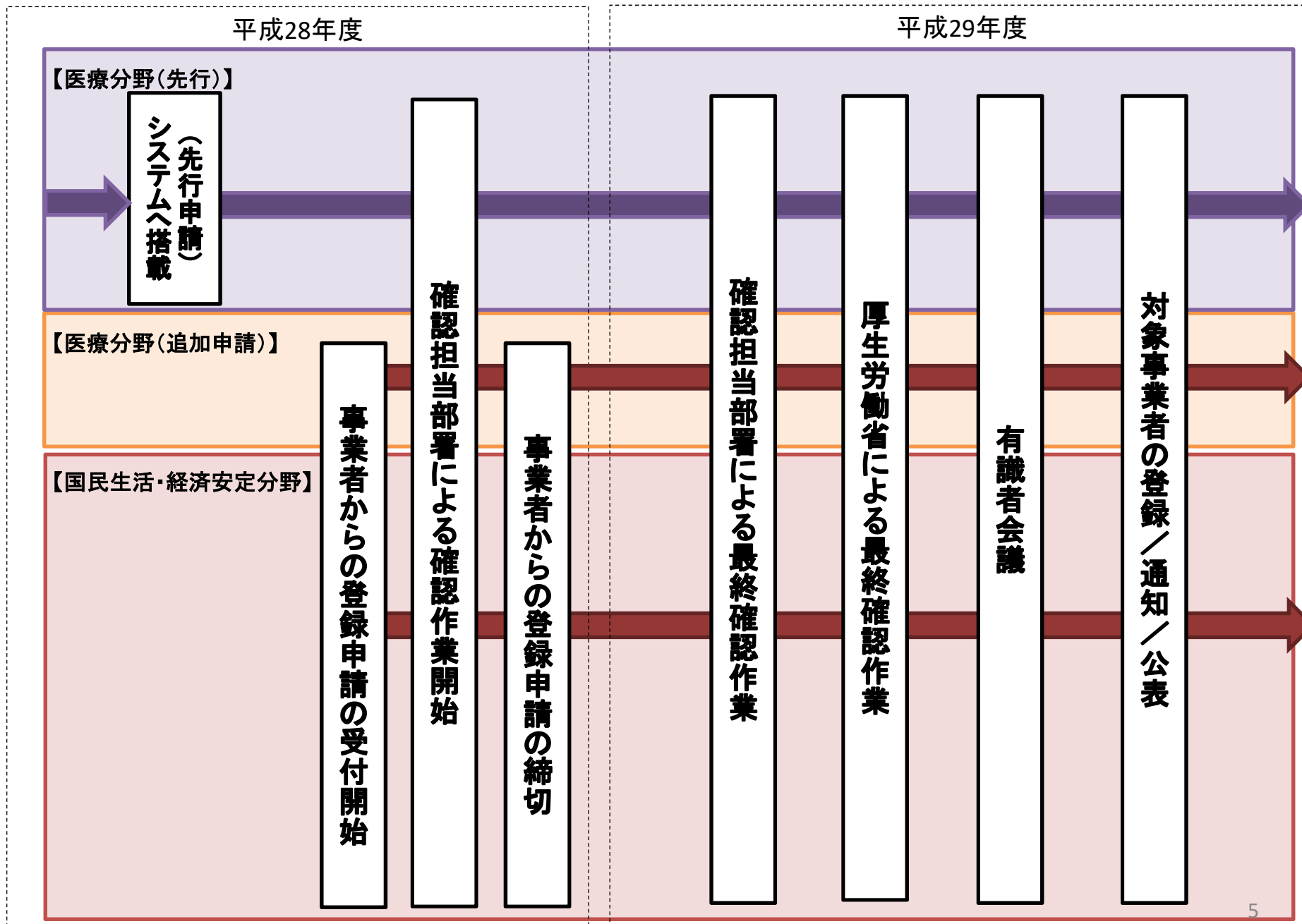
といった状況を踏まえ、初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定した上で登録することとする。(P52)

ガイドライン(平成25年6月26日、平成29年9月25日一部改定)における関連記載

総枠調整について

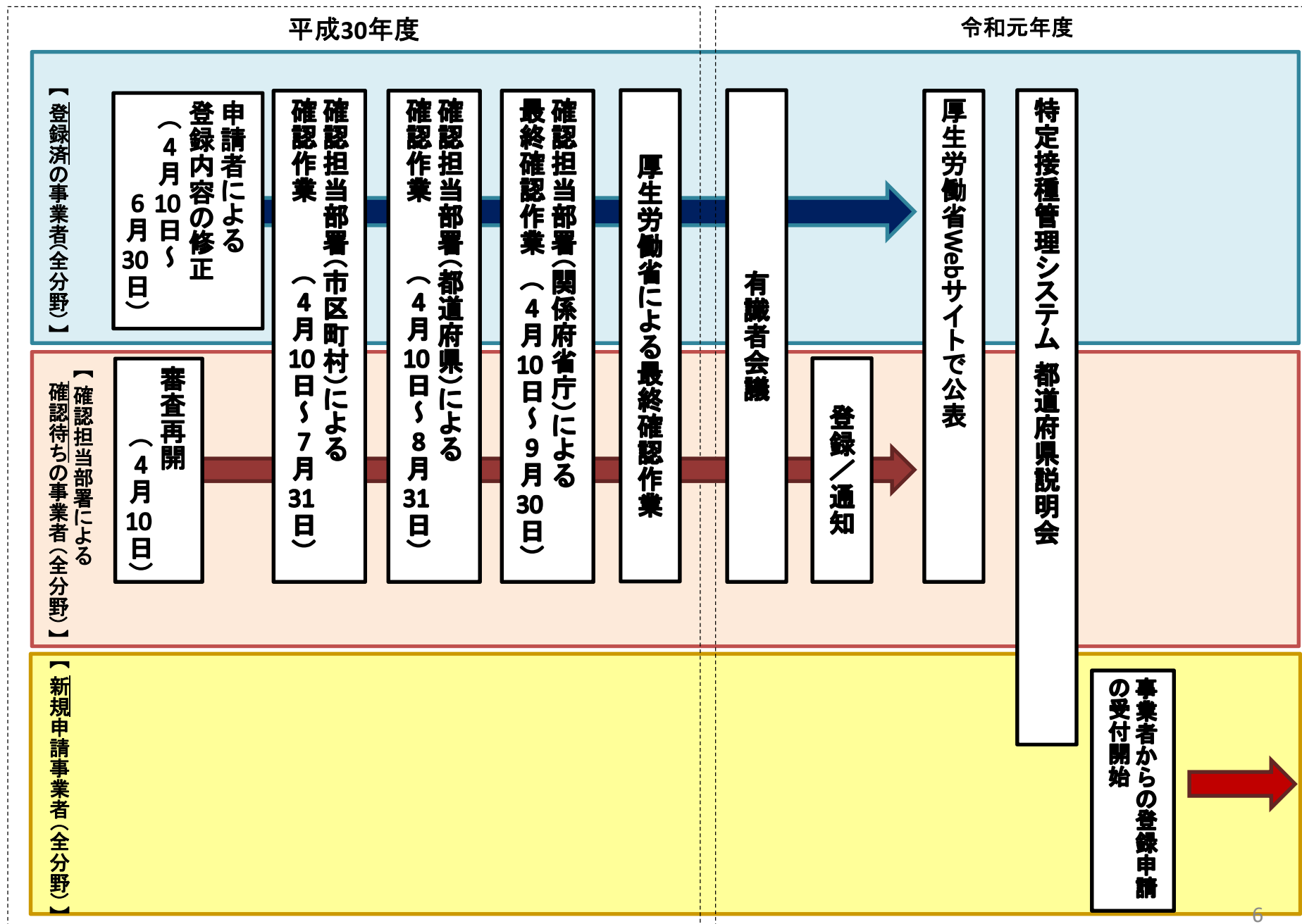
- ⑥ 当面の登録数については、備蓄ワクチンを使用する場合、特定接種の対象者は0～1,000万人の範囲内と想定することができる。また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、ワクチンの供給量が初期には十分でないおそれがあるという意味で事態が切迫しており、より限定的に実施する必要がある、といった状況を踏まえ、登録することとする。なお、登録数については、登録内容及び接種対象者の精査を実施した後に、適宜見直すことを想定する(3年に1回程度)。
- ⑦ また、パンデミックワクチンを特定接種に使用する場合は、住民接種とトレードオフの関係にあり、備蓄ワクチンを使用する場合も国民より先行的に接種を開始することに国民の理解が不可欠である。(P96)

特定接種の手続きフロー図-1



(注) 公務員も上記スケジュールと同様に報告を実施

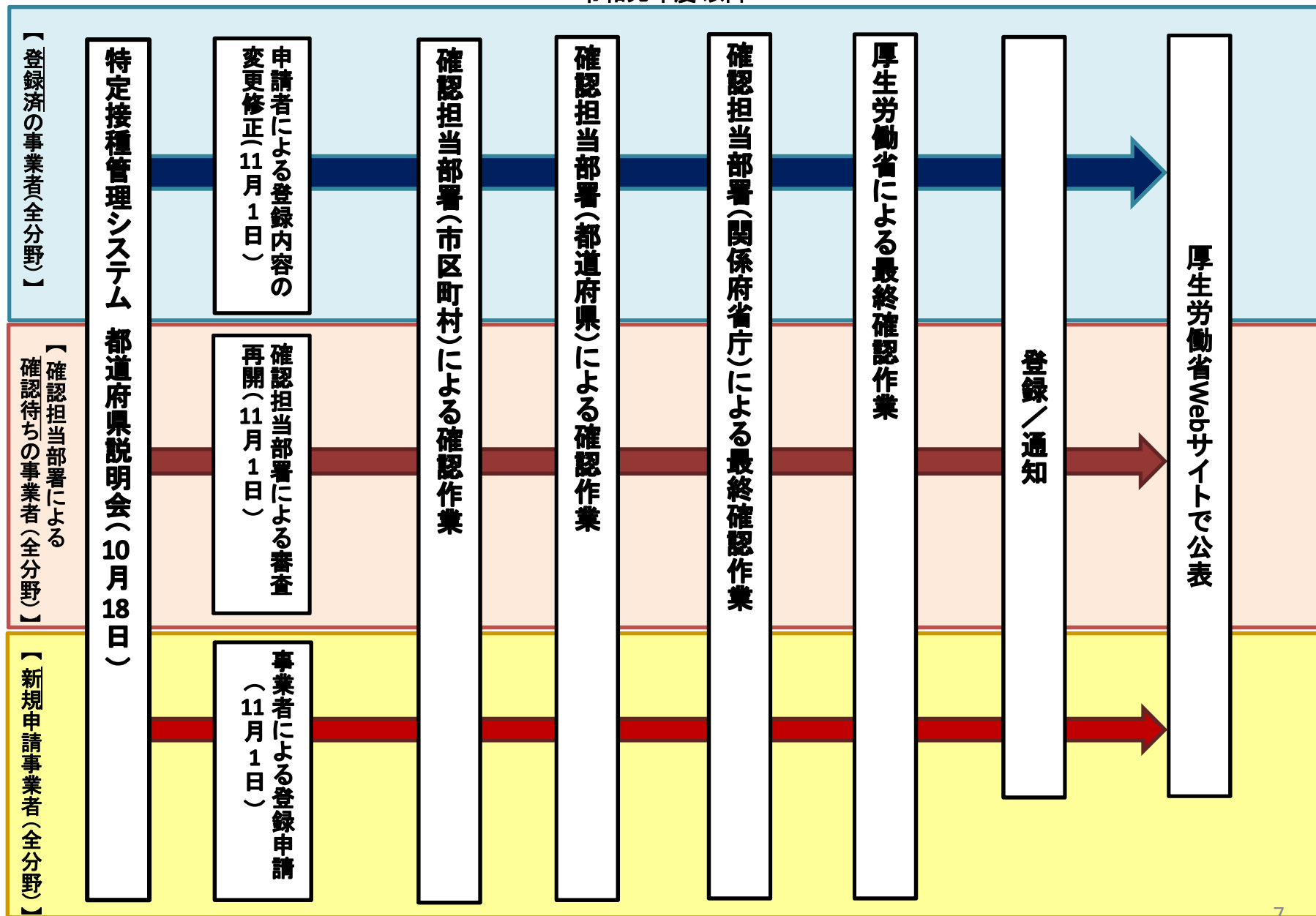
特定接種の手続きフロー図-2



(注) 公務員も上記スケジュールと同様に報告を実施。確認フローは事業の種類により異なります。

特定接種の手続きフロー図-3

令和元年度以降



(注) 公務員も上記スケジュールと同様に報告を実施。確認フローは事業の種類により異なります。